

○議事日程 (平成二十六年六月三十日第三日)

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 諸般の報告

日程第三 議案第四十三号 養老町税条例等の一部を改正する条例について

日程第四 議案第四十四号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について

日程第五 認定第一号 平成二十五年養老町上水道事業会計決算の認定について

日程第六 議案第四十五号 平成二十六年養老町一般会計補正予算(第一号)

○欠席議員 十三番 水谷 久美子
なし

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 松永民夫
○出席議員

一 番 岩永義仁
二 番 長澤龍夫
三 番 大橋三男
四 番 三田正敏
五 番 吉田太郎
六 番 早崎百合子
七 番 野村永一
八 番 田中敏弘
九 番 松永民夫
十 番 皆川雅子
十一番 中村辰夫
十二番 岩瀬進

町長 大橋 孝
副町長 西脇 正博
教育委員長兼 並河 清次
教育委員会事務局長
総務部長 問山 孝通
総務部総務課長 田中 信行
総務課長 田中 隆
企画政策課長 田中 隆
総務部税務課長 渡邊 章博
住民福祉部長 日比 重喜
住民福祉課長 佐藤 嘉但
住民福祉課長 野村 博治
健康福祉課長 野村 博治
住民福祉課長 佐藤 昌子
生活環境課長 佐藤 昌子
産業建設部長 柏 潤裕昭
産業建設部長 川地 豊己
農林振興課長 川地 豊己
産業建設部長 山中 秀樹
商工観光課長

| | |
|----------|-------|
| 産業建設部 | 伊藤博文 |
| 建設課長 | |
| 産業建設部長 | 高木久之 |
| 水道課長 | |
| 会計課主幹 | 青山誌信 |
| 教育委員長 | 松岡弘泰 |
| 教育総務課長 | |
| 教育委員 | 久保寺利明 |
| 生涯学習課長 | |
| 教育委員 | 伊藤公一 |
| スポーツ振興課長 | |
| 消防長 | 堀田明男 |

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

| | |
|---------|-------|
| 議会議務局長 | 西脇和信 |
| 議会議務局書記 | 稲川諭実彦 |

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) おはようございます。

平成二十六年第二回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。傍聴席の皆さんも、御一緒をお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員の出席であります。
なお、執行部におかれましては、加藤会計管理者にかわって、青山主幹に出席をしていただいております。
ただいまから平成二十六年第二回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(松永民夫君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、四番 三田正敏君、五番 吉田太郎君を指名します。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に産業建設委員会が開催され、付託案件の審査報告が議長に提出されました。詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第三、議案第四十三号及び日程

第四、議案第四十四号の二議案については、議会初日に提案理由の説明が済んでおりますので、逐条上程後、直ちに質疑に入ります。

○議長(松永民夫君) それでは、日程第三、議案第四十三号 養

老町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 三点でお願いしたいと思います。

まず一点目ですけれども、二〇一五年度以降に購入する新規自動車の軽自動車税は、自家用車で七千二百円から一万八 hundred 円、三千六百円の増、貨物用の自家用車で四千円から五千円、千円増に、二輪車についても五十 cc 以下のバイクで標準税率が千円から二千円に増税されるというふうな内容になっておりますが、これらの増税による税収は平年度ベースで幾らと試算していただけますか。

二点目ですけれども、自家用軽トラックの増税の施行年度などを確認したいと思いますが、来年四月以降購入した新車につき、再来年度から増税、また新車から十三年たった車は二〇%の増税というふうな内容と思うんですが、この十三年たった車は、値上げした五千円プラス二〇%の千円、つまり六千円ということなのかお願いしたいと思います。

三点目ですけれども、小型車との増税の差を縮める措置といたしますが、軽自動車への増税は経費を削る普通車から軽自動車に乗りかえてきた庶民に重い負担を課するものとは考えませんか。

○議長（松永民夫君） 渡邊税務課長、答弁。

○総務部税務課長（渡邊章博君） それでは、ただいまの議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、一点目の軽自動車の税率の変更による影響はどうかということだと思います。

二十六年度の当初課税の実績をもとに試算ということでお許しをいただきたいわけでございますけれども、まず二十七年におきましては、原動機付自転車、それから二輪車等におきまして税率改正における増分といたしましては、二十七年ではおよそ二

百七十万円の増というふうに見ております。

それから、二十八年度におきましては、軽四輪車等でございますけれども、二十七年以降新規登録分でございますが、これにおきまして税率改正による増でございますが、およそ七十万というふうに見ております。

それから、同じく二十八年度でございますけれども、同じく軽四輪車等でございますが、これは経年重課におきます税率改正による増ということでございますけれども、これにおきましては、大体四百二十万というふうに見ております。

それで、平年ベースとしてはいかがかということでございますけれども、原動機付自転車につきましては、台数も年々減っているという状況でございますので、ほとんど増というものはないと思っております。

それから、軽四輪車における毎年度の新規登録がございますけれども、これによる税率改正でございますが、今後の車体課税の増につきましては、また景気動向にもよると思うんですけれども、およそ七十万前後で推移していくのではないかと。

それからもう一点、軽四輪車等の経年重課でございますけれども、この税率改正による増分でございますが、これにつきましては、年式も相当古いということ、廃車も進むであろうということ、ちょっと試算のほうは難しいんじゃないかなというふうに思っております。

それから二点目、二〇%の重課の部分でございますけれども、これにつきましては、例えば、初日におきまして町長のほうから提案説明がございましたけれども、グリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けてから十四年を経過した三輪以上の軽自動車でございますけれども、これにつきましては、二十八年

度分から既存車を含めて、全て標準税率のおおむね二〇%の重課を行うものというところでございます。この二〇%の重課というものでございますけれども、先ほど申されました当初の七千二百円が一万二千九百円になるというところでございまして、ただその分につきまして、一万八百年からの二〇%ではございません。

それからもう一つ、この増税におきまして、町民の負担になるのではないかとということでございすけれども、当初自動車取得税の廃止に伴う減税の穴埋めというようなお話もなされておりまして。しかしながら、負担の公平の観点から著しい不均衡があるものについてはその是正を行っていくといった趣旨がございまして、例えば近年の軽自動車でございますと性能もかなり上がっております。ですから、千cc未満でございますと、たしか三万円以下のような自動車税だったとは思いますが、このような軽自動車税との負担水準の適正化ということでお願いをさせていただきます。

私のほうの回答は以上でございます。

○議長（松永民夫君） そのほか質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 今回のこの軽自動車税の増税は、国の指針によるものなのでいたし方ないような気もしますが、例えばですけれども、増税を認めなかった場合、国からの交付金等によるデメリットの措置みたいなのはあるんでしょうか。

○議長（松永民夫君） 田中総務課長、答弁。

○総務部総務課長（田中知行君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えいたします。

今回の税条例の改正につきましては、議員のおっしゃられると

おり、地方税法の改正に伴って改正を行うものでございます。交付金のほうで影響があるかということについては、現在のところ承知しておりませんので、以上でございます。

○議長（松永民夫君） そのほか質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 三点目の問題は、ぜひ町長にと思いましたが、余りにも課長が法の趣旨にのっとった答弁でございましたので、恐らく町長もそういう観点で答弁されるということとで了解をいたしました。ただいまより反対討論を申し述べたいと思います。

軽自動車は、通院や買い物など生活を営むための足です。特に四月からの消費税の増税で暮らしが大変、そして年金が減らされるという声をよく聞きます。普通車から軽自動車に乗りかえざるを得ないという声も多く聞きます。消費税増税の上に、自動車取得税の減収の見返りとして軽自動車税を増収するというふうを考えております。まさに二重の庶民増税であるということで反対をいたしたいと思えます。

なお、今回の条例改正提案ですけれども、町の自主財源にかかわることです。近隣の市町では、五月の臨時議会に専決で上程されているということを聞きますと、当町の六月議会ですっかりとした条例ということで議会に議論を求めるという点については、私は以前より専決の問題点を申し上げておりますので、こういう条例

の仕方を今後ぜひ徹底していただきたいというふうに思います。

○議長（松永民夫君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第四、議案第四十四号 養老町

火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 養老町の火災予防条例ということで、いろ

んなイベントがある中で、福知山の火災事故ということで、我々

商工会とかいろんなイベントに出るときの、今までは何もなかつ

たというか、プロパンとか発電機を使っていますけれども今まで

なかったということ。一応露店主という形になっていますけど、

我々一般的なイベントに対しての、そのときの消火器とかそうい

う感じのときも消火器を持っていかなきゃならないのかというこ

とをちよつとお聞きします。

○議長（松永民夫君） 堀田消防長、答弁。

○消防長（堀田明男君） ただいまの吉田議員からの消火器につい

ての取り扱いということ御質問いただきましたので、回答させていただきます。

今回の条例改正に伴いまして、指定催しとただの催し届という形になるんですけど、催し届の中で、消火器の設置義務が出てきます。それについては、粉末消火器で全国どこでも一定という基準で消火器の設置義務が出てまいります。

それにつきましては、火気を取り扱う露店の方に限るといふことになっておりますので、御理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 今、消防長のほうから火気の露店というこ

とで、僕は火気の露店主なのか、それとも本当の露店主の、どいう意味で火気の露店主と、意味がちよつとわからない。もうちよつと説明のほうをよろしくお願いします。

○議長（松永民夫君） 堀田消防長、自席で答弁。

○消防長（堀田明男君） 露店の火気ということでございますね。

露店というのは催し物を開催されるときに露店を出されるんです

けど、プロパンとかそういうものを使う催しを出される方は、その

事業所において、消火器の設置義務があるということでござい

ます。

全体じゃなくて、それぞれの店舗一店舗で消火器を設置して

いただきたいという考え方です。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 一件、四十二条の二に書いてあります指定

催しの指定ということで、消防長は指定催しとして指定しなければならぬということを書いてありますが、想定される催し、また何件ぐらいあるのか、その辺の基準を聞きたいと思います。

○議長（松永民夫君） 堀田消防長、答弁。

○消防長（堀田明男君） 今、田中議員のほうから指定催しについてということで御質問いただきましたので、答弁させていただきます。

養老町といたしましては、まず指定催しの基準というものを明確にするために、告示という形をとらせていただくんですけど、まず基本が二つありまして、一個につきましては、大規模な催しが開催される可能な公園、道路、その他の場所を会場として開催されるもので、一日当たり人出予想が十万人以上のもの。それと、二つ目といたしまして、露店等が百店舗以上出店する屋外催しを基準と考えております。これを二つともクリアした場合には、指定催しとして指定させていただきたいと考えております。

現在のところは、先般の高田祭のときも実際に回らせていただいたんですけど、なかなかまず人口で十万人以上というのが一日ですから集まりませんし、露店につきましては、高田祭のデータでございますけど、五月十七日の十二時現在で百二十五店舗出しておられます、その中に火気を取り扱う露店が六十八店ということとです。

そのようなことから考えますと、なかなか養老町では指定するのが難しいのじゃないかと、単なる露店の開催届の四十五条の六号に入っていくと思います。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 防火管理についてお尋ねいたします。

これは、防火管理が非常に大事になってくる、管理者が大切にやってくるように思います。それで、この防火管理者は現在養老町で何名お見えになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 堀田消防長、答弁。

○消防長（堀田明男君） ただいまの防火管理者について御質問いただきましたけど、消防法の八条の中の防火管理者につきましては、各事業所に防火管理者が必要な事業所には当然お見えになりますけど、今何名かと言われるとちよつと把握はしておりません。それぞれ事業所を離れたら有資格者でも届け出の義務がなくなりますので、それぞれの事業所からということですので、明確な資料を持ち合わせません、何名というのはちよつと申し上げにくいです。

それと、この中の防火担当者というのは、防火管理者の資格じやなくて、要するに催し物を開催させていただくときに届け出なんかをしていただいて、その中に防火を指導していくという担当者のことでございますので、防火管理者の有資格者、八条とは別の考え方でございますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 今、防火管理について御説明いただきましたが、ちなみに小さい防火管理、大きな立場の方でなくても、こういうった説明会、あるいはこういうった意識を向上させるための勉強会のようなものはあるんでしょうか。

○議長（松永民夫君） 堀田消防長、自席で答弁。

○消防長（堀田明男君） 今、防火管理についての講習会というよ
うなお話でございましたけど、これは去年の京都の福知山で災害
があった後、各自治会とかいろんなどころにお邪魔させていただ
いて届け出の様式を配付させていただいて、少しずつでございま
すけど説明会はさせていただいております。以上でございませ
んか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 私のほうから、もう一度確認させていただ
きたいんですけども、十八条第一項第九号の二の中の消火器の
準備をした上で使用することとなっているものなんですけれども、
これは町内のイベントでいうと、例えば、もうこれからの時期で
すと、各町内会で夏祭り等が計画されているかと思うんですけれ
ども、そのあたりのものも該当に入るということでしょうか。

○議長（松永民夫君） 堀田消防長、答弁。

○消防長（堀田明男君） 今、岩永議員のほうから、町内の小さな
夏祭りとかそういうときに使われる露店について消火器の設置義
務が必要かということでございますけど、基本的には設置が義務
づけられてまいります。一つ一つの露店に消火器を置いていただ
くという考え方でございます。以上でございませぬ。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） そういうことであれば、かなり影響を受け
る団体といいますか、イベントが多いかと思うんですけれども、
これは今、この議会での条例を可決したとして、どのようにこ
の夏祭りまでに周知、告知をされるのかという予定を教えてください。
さい。

○議長（松永民夫君） 堀田消防長、自席で答弁。

○消防長（堀田明男君） 周知徹底ということでございますね。そ
れにつきましては、条例制定後、届け出ができますもので、その
ときに必ず設置してください、そして出された後にうちのほうか
ら確認に行っておりますもので、それで周知徹底していきたく
と考えております。

施行の年月日ですけど、二十七年四月一日までですので、それ
までに事前のPR、広報等に載せて設置義務を訴えていきたいと
考えております。以上でございませぬ。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） 開催日までに申請ができなかった場合、そ
の後に指定を受けて出店をするという場合、消防長が定める日ま
でに届け出を出すというようなことで、計画書を出すというよう
なことになっておりますが、定める日までということは、何日ぐら
いのことを表現しておみえになるのか教えてください。

○議長（松永民夫君） 堀田消防長、答弁。

○消防長（堀田明男君） 今、三田議員のほうからいただきました、
何日ぐらいいまでという御質問だと思いますけど、基本的に十四
日間ということを考えております。その十四日間につきましては、
届け出を出していただいて、書類審査及びそれぞれの防火管理に
ついての指導する期間として考えておりますので、十四日間と考
えております。以上でございませぬ。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 四番 三田正敏君。

○四番（三田正敏君） もう一度、この前条第一項の指定催しを主

催する者は、指定催しを開催する日の十四日前までに消防長のほうへ届け出るということで、それ以後の届けは受け付けない。例えば、先ほどの岩永議員の話じゃないんですけれども、地域の夏祭りをするという場合に、一つのブースを急遽出店したいということでは、火気を調整するという場合には、一つの出店する町内のイベントとして一回出しておけば、小間が一つふえても問題ないという解釈でいいのか、その辺のところの解釈を御指導ください。

○議長（松永民夫君） 堀田消防長、自席で答弁。

○消防長（堀田明男君） 基本的には、指定催しの場合は十四日前と明確にうたっておりますけど、指定じゃなくて、今言われる催しの届け出というのがあるんですけど、それにつきましては、二週間前じゃなくて、急にこういうことをやりたいということを出していただく形になると思うんですけど、毎回出していたく形になると考えます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 先ほどから皆さんのお話が出ておりますが、私が一番危惧しますのは、やはり地域の夏祭りの件でございますが、毎年私たちもイベントをやって危険を感じることがはたくさんあるわけです。そしてまた、消火器などが設置されていることも見たことはいんですが、これから二十七年四月から施行するという前の指導と違いますか、ことしなんか二十六年の夏祭りもこのことからあると思いますか、そういう指導は消防団員さんが来ていらつしやるでいいのか、それとも届け出者の管理者の方がきちっとそれを適正にやられるのか、その辺の御指導はど

ういうふうにされるんですか。

○議長（松永民夫君） 堀田消防長、答弁。

○消防長（堀田明男君） ただいまの早崎議員からいただきました消火器の設置の指導ということでございますので、あくまでも催し物を開催される方がまず届け出を出していただきまして、そこでプロパンとか何かを使うもので消火器の設置義務がありますという説明させていただいて、職員のほうから指導していくという形を、当然いただいた分については、当日、今までも邪魔させていただいて確認をとっておりますので、今までの分につきましては。

なるべく基本的には災害が発生したときに、初期消火というのが一番大切なので、消火器の設置義務ということですから、指導は届け出をいただいたときとか、当日現場のほうへ確認に行きますので、そこでも再指導はしたいと考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 今御指導をとということでございましたので、二十七年四月までにきちっと施行して万全を期するように、今回の夏祭りのときもしつかりと監視方法の指導をしていただきたいなあと思っております。いつもちよつと危険を感じております、実際の話。お願いします。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第五、認定第一号 平成二十五

年度養老町上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

この議案は、産業建設委員会に審査を付託してありますので、ここで委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

産業建設委員会委員長 大橋三男君。

○産業建設委員長（大橋三男君） 産業建設委員会の報告をいたします。

去る六月十八日でございます。午前十時より、委員並びに執行部の出席のもとに、産業建設委員会を開催いたしました。

審議事項は、当委員会に付託されました認定第一号 平成二十五年養老町上水道事業会計決算の認定についてでございます。

その主な論点及び審査の経過は、次のとおりであります。

一つ、西小倉地内の配水管布設がえ工事の内容はにつきまして、西小倉の一部の地域は上水道の給水範囲であるため、その地域の老朽化した配水管の布設がえ工事を実施したものである。

なお、西小倉簡易水道は、二十六年度より三年間で上水道への

切りかえ工事を行う予定であるとの回答でございました。

二つ目、有収率が前年度に比べ四％上昇した要因はの問いに対して、主な要因は、二十四年度に第二と第四ポンプ場管内の漏水調査を実施し、二十五年四月に十五カ所の漏水箇所を修繕したためである。なお、二十五年年度の第一と第三ポンプ場管内の漏水調査による漏水箇所の修繕により、また二十四年末から実施している大場平東地内の漏水箇所の修繕により、さらに有収率が上昇すると予想しているという回答でございました。

続きまして、三番目、今年度の不納欠損の金額はの問いに対してでございますが、百三名分の二百五十五万二千七百六十八円ありと。昨年度よりふえているとの回答でございました。

また、不納欠損への対策はの問いに対して、十九年度から不納欠損処分した額を私債権とし、滞納整理を実施している。なお、今年度の四月と五月には、実際に十九年度と二十年度分の三十六件分の十四万六千七百九円を雑収入として入金したとの回答でございました。

五番目でございます。回収不能となった私債権への対策はの問いに対して、新たに条例を制定し、債権を放棄する措置も必要であると考えるとの回答でございました。

六番目、給水停止の実績はの問いに對しまして、二十五年度の二月から三月までに新たに七件を給水停止し、それとは別に、以前から二件を給水停止している。なお、誓約書としては、七十人程度に書いてもらっているとの回答でございました。

次に七番目でございます。給水人口が減りつつある中、給水収益を上げる方法はの問いに對して、人口の減少傾向や節水型家電製品の増加により、今後総配水量がふえることは期待できないため、有収率を上げることににより、電気代を抑え、給水収益を上げ

るしかないとの回答でございました。

次、八番目でございます。有収率が県平均に比べ一〇%も低い要因はの問いに対し、当町の南側は軟弱地盤による漏水が多いことや、山側の斜面では漏水が地下に浸透して発見できにくいことが考えられる。また、消火栓の訓練等による使用が年間二百九十件程度あることや、本管の末端部分ではドレーン、これは排泥管でございます。ドレーンにて有収率の二%分を排水していることも原因と考えられるとの回答でございました。

九番目、有収率一%を上げるための費用と費用対効果はどの問いに對しまして、有収率一%を上げるための費用としては算出できないが、漏水を一カ所修理するのに平均三十万円ほどかかる。また、有収率一%を上げるにより、電気代が約四十万円抑えられるとの回答でございました。

十番目でございます。町としてペットボトルの水を販売する検討はという質問に對しまして、町としては考えていないが、民間会社二社から養老の水として販売したいという話がある。いずれ販売されるようになると思われるし、町内業者でも既に養老の水として販売しているとの回答でございました。

十一番目の質問でございます。臨時職員の採用は公募によるものか、またその採用の経緯はの問いに對して、各ポンプ場を点検する職員が急に退職したため、公募は行わず、たまたま資格と能力のある方が地元にいたため、その方に依頼した。斎苑問題以降、原則公募により採用をしているが、水道施設の点検という特殊な業務は適任かどうかの問題であるため、公募のみの採用が最適とは考えていないとの回答でございました。

なお、工事により水道水が濁った場合は、担当部署に連絡すれば減免される場合があることを広く住民に周知してほしいという

要望がございました。

以上、審査に付しました平成二十五年度養老町上水道事業会計決算の認定については、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で産業建設委員会に付託をされました審査内容及び審査結果の報告といたします。

○議長（松永民夫君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりしました。

これより、委員長報告に對する質疑を行います。この案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属以外で審査の経過及び結果についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 今、委員長報告がございましたように、有収率を上げるという決意は伝わってきたんですが、昨年、産建委員会が魚津市へ行政視察に行ってきました。その中で、魚津市は有収率が八五%を確保しているんですね。いろいろ努力はして見えるんですが、いわゆる漏水対策、それから老朽管対策等は当然ですが、盗水とか不法使用というんか、それに対して特殊なコックを使ってみえて、そう大した金額ではないんですが、それを使用することによってかなり数字を上げてみえるという回答でしたが、その辺の御討議はあったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 産業建設委員会委員長 大橋三男君、答弁。

○産業建設委員長（大橋三男君） 具体的に田中議員がおっしゃる質疑はございませんでしたが、有収率を上げる関係でルートの見

直し等をしたらどうかという話はございました。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次、討論、採決を行います。

それでは、日程第五、認定第一号 平成二十五年養老町上水道事業会計決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第六、議案第四十五号は議会初

日に提案理由の説明が済んでおりますので、上程後直ちに質疑に入ります。

それでは、日程第六、議案第四十五号 平成二十六年養老町一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 今回、教育費寄附金ということで二百

十八万円が補正額として上がっているわけですが、各幼稚園、また各小・中においては、この予算配分ですね、基準となる交付配分の基準についてお尋ねしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 松岡教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（松岡弘泰君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

基準でございますが、小学校費で、小学校が七校ございまして、その中、一校当たり十五万円ずつで七校分です。中学校費につきましては、一校当たり十五万円の二校分でございます。幼稚園費につきましては、一園当たり二万五千円の六園分の十五万円というところで配分させていただいております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 昨年ですけれども、総務民生委員会の一つずつ小学校、中学校と学校図書館を見せていただいて、やはり現場では図書予算が本場に少ないというふうな司書の声を聞いたり、現場の蔵書数などを見せていただいたわけですが、例えば上多度小学校などは水谷文庫ということで、篤志家の方による蔵書数も非常に充実されるというわけですが、各小学校の蔵書数に対して今回の配分というのは検討はなかったのか、一律割りやすいような状況で配分したのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

さらに、町立の図書館ですけれども、六十八万円の交付をされていることですが、これは一回に六十八万円の本を買うのか、それとも三月までに計画的に使うのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 松岡教育総務課長、自席で答弁。

○教育委員会教育総務課長（松岡弘泰君） 今、水谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

各小学校に均等に配分ということで、水谷議員がおっしゃいましたとおり、上多度小学校につきまして、水谷文庫という事で配分を減らすといいますが、均等に減らすかどうかを検討させていただきますましたが、藤井文庫ということで、ことし御寄附いただきました前回までの蔵書数につきまして、養老小学校は三百五十冊ほどございますが、その他の小学校につきましては、おおよそ二百冊から二百五十冊ということで、ほとんど均等に今行き渡っておるといふことで、今回につきましても、藤井文庫さんの意思といいますが、町内均等に配付させていただけたらなということ、均等に配付させていただきました。

中学校につきましても、高田中学校、東部中学校も藤井文庫につきましては、現在のところ二百冊ずつございますので、今回の御寄附いただいた分につきましても、均等に配分させていただきますなどと思っております。

幼稚園につきましては、六園でおおよそ五十冊から七十冊ずつぐらい藤井文庫の蔵書があるということで、養北幼稚園だけは蔵書としては十二冊ということで少ないんですが、これにつきましては、大型の絵本であるため、一冊当たりの単価が高いため、冊数が少ないということとなっておりますが、こちらにつきましても、均等に町内の幼稚園の方に配当させていただけたらいいなあということで検討させていただきました。今回の割り当てとさせていただきます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 久保寺生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） ただいまの水谷議員

さんの図書館の整備の関係なんですけれども、先ほど議員さんのほうから六十八万と金額を言われましたけれども、図書整備のほうは五十万円となっております。十八万円は、日吉カラオケ教室からの寄附金を公民館活動事業のほうに充当しておりますので、図書館の整備費としては五十万円を充てております。

現場のほうからも極力新刊をそろえたいということですので、予定としては、年度いっぱいかけて、この五十万円を使って、図書を順次整備していく予定になっております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 今回本当に藤井文庫ということで、ありがたい御寄附を図書の充実にといいことといただいたんですが、図書予算を充実するというのは、やっぱり町の予算として充実する部分と寄附金で対応するというのは、また意味が違うと思うんですね。

町民の方からは、非常に垂井町の図書館がいいということで、養老町からも随分行っておられます。私、調べてまいりましたら、平成二十六年三月末で、養老町では町内のカードによる登録者が一万三千七百二十四人、町外では六百八十七人。そして一般の蔵書数は約九万冊、図書予算ですけれども三百十八万、CD十五万、DVD十五万というのが町の予算です。

一方、垂井町は二万八千人の人口に対して、登録者数が一万八千人、そして町外から何と七千二百人の登録数があるということです。蔵書数も十万円、図書予算は、養老町の倍以上、七百八十万円です。CD、DVDは三十万ということで同じなんですけれども、非常に養老町の図書予算が少ないということが顕著にあらわれておりますし、それが町民の知的要求を満たしたり、情報の

共有といえますか、垂井町でも業者の方からも喜ばれるような専門書もあるということですので、寄附金に頼らない図書予算の充実ということをこの点で求めているとおきたいというふうに思います。以上です。

○議長（松永民夫君） 答弁は要りませんか。

○十三番（水谷久美子君） 要らないです。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事

務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

この第二回定例会の審査内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第二回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定をいたしました。

○議長（松永民夫君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成二十六年第二回養老町議会定例会を閉会いたします。長時

間、御苦勞さままでございました。

(閉会時間 午前十時二十四分)

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十六年六月三十日

議長 松 永 民 夫

議員 三 田 正 敏

議員 吉 田 太 郎